

沖縄労働局発表
令和6年9月9日

担当	沖縄労働局労働基準部 部長 岡崎 暁 賃金室長 崎原 恵利子 電話：098 - 868 - 3421
----	---

令和6年度沖縄県最低賃金は
『 時間額 952円 』
令和6年10月9日(水)より発効

沖縄県最低賃金(地域別最低賃金)の改正は、本年7月1日、沖縄労働局長から沖縄地方最低賃金審議会に諮問を行い、同審議会は、8月13日、現行の最低賃金の時間額896円を56円引き上げ(引上率6.25%)、952円に改正することが適当である旨の答申を行いました。これを受けて沖縄労働局長は、異議申出などの諸手続を経て、8月29日に今年度の沖縄県最低賃金の改正を決定しました。本日、官報公示を行い、改正額は令和6年10月9日(水)から発効します。

- 最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用され、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。)
- 今年度の最低賃金額の改正に当たり、県内各市町村や事業者、労働者団体などの協力を得て、周知を図るほか、労働局幹部などによる街頭キャンペーン等を行う予定です。
- 中小企業・小規模事業者を支援する事業として、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県働き方改革推進支援センター」(別添1。電話0120-420-780)、賃金引き上げに関する厚生労働省Webページ「賃金引き上げ特設ページ」(別添2)、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度の業務改善助成金(別添3)や非正規雇用労働者の処遇改善に取り組んだ事業者に対するキャリアアップ助成金(別添3)を設けており、県内の中小企業・小規模事業者の皆

様を支援してまいります。

また、沖縄労働局では、沖縄県や内閣府沖縄総合事務局、沖縄振興開発金融公庫と連携し、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げ等の環境整備のための支援策「沖縄県版支援パッケージ」(別添4)を作成しました。

今後、労使団体や各種関係機関、学校関係などへ最低賃金改定額の周知を広く行うとともに、この支援策の周知にも取り組んでまいります。



沖地最審第5号
令和6年8月13日

沖縄労働局長
柴田 栄二郎 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月1日付け沖労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和4年10月6日発効の沖縄県最低賃金（時間額853円）は令和4年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が容易でないといった企業環境を踏まえ、特に、中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう、引き続き国等に対して実効性のある支援と施策の実施等を早急にしていただきたく、当審議会として別添のとおり付帯決議する。

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間952円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 853円
- (3) 発効日 令和4年10月6日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準(令和4年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(94,745円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1箇月換算額

853円(沖縄県最低賃金)×173.8(1箇月平均法定労働時間数)×0.807(可処分所得の総所得に対する比率())=119,639円

() 令和6年7月10日、中央最低賃金審議会の「令和6年度第2回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

別添

(1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる取引環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図るとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月、内閣官房、公正取引委員会)の更なる周知と実効性のある取組を行うこと。

(2) 生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」や非正規雇用労働者の処遇改善の取組を実施した事業者に対して支給される「キャリアアップ助成金」については、その利活用の促進と周知の徹底に取り組むとともに、引続き、手続きの簡素化、使い勝手の向上に努めること。

(3) 公契約について、今年も、事業場視察、参考人招致等において、最低賃金改定後の改定契約の時期が、予算措置後の翌年4月になるなどの事例報告があったところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の56円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応すること。

(4) 最低賃金発効までのプロセスについては、現状では、結審から発効日までに価格転嫁をするための準備期間が足りない場合があることや、公契約について、最低賃金改定に伴う契約の改定が翌年4月になることがあり、最低賃金改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となり得ること、社会保険に加入していない非正規職員による就業調整が生じた場合の人員不足の問題等を抱えている。

政府は最低賃金について、「2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指す」としているが、毎年50円を超える引上げ幅が続くと、特に、中小企業、小規模事業者にとっては、改定への対応が年々厳しくなることが想定される。

このため、最賃引上げの持続性のために、最低賃金の改定のあり方について、国及び中央最低賃金審議会において、法改正を含めた抜本的な議論を行うことを要望する。

令和6年度 厚生労働省 沖縄労働局 委託事業 実施機関 株式会社タスクール Plus

沖縄働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者の皆様へ

働き方改革 サポートします！

ウチの会社はどうしようか...。
専門家に相談すればいいんだ！



相談無料

残業が月 60 時間を
 超えたら
 何か変わるの？

建設業、運送業、砂糖製造業の
 労働時間管理が厳しくなるけど
 どうすればいい？

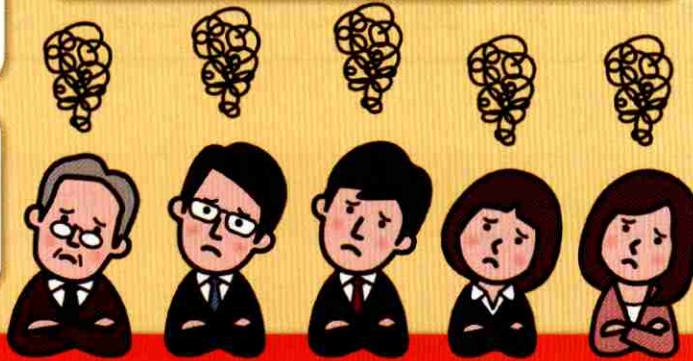
ハラスメント対策
 って言うけど
 どうしたらいいの？

うちの会社で
 もらえる助成金って
 あるのかな？

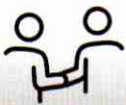
外国人労働者を雇おうと考えてるんだけど？

パートさんの
 手当の見直して
 必要なの？

求人を出しても
 人が集まらない
 んだけど！



うちの就業規則は
 問題ないか
 見てもらえるかな？



個別企業訪問相談

貴社を訪問し、専門家と対面相談



電話・来所相談

当センター内で専門家が
 電話と来所の相談



セミナー開催・講師派遣

セミナー・WEBセミナーの
 実施開催



オンライン相談

お電話または下記QRコードより
 お問い合わせください。



中小企業・小規模事業者のための無料相談窓口

沖縄働き方改革推進支援センター

電話

0120-420-780

E-mail

okinawa@task-work.com

ファックス

098-859-8371

ホームページ



<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/okinawa/>

沖縄働き方改革推進支援センター

*実施期間：令和6年4月8日から令和7年3月31日

受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）午前9時～午後5時

当センター専用駐車場有

働き方改革等の課題の有無に関する自主点検票（アンケート）	左記の設問の内 課題がある項目は？ () これらに課題があれば、あるいはこれら以外の課題でも、以下の申込票にてお気軽にお申し込みください。以下の申込にあたり、左記自主点検への回答有無は必須ではありません。
<p>① 就業規則はありますか、最近の法令改正に合わせて適時に改正していますか？</p> <p>② 36 協定は適正に締結・届け出がなされていますか？ 時間外・休日労働の法令違反、36 協定違反はありませんか？</p> <p>③ 雇用条件通知書明示事項の令和6年4月施行の改正に対応できていますか？</p> <p>④ 利用可能な助成金を理解し、活用できていますか？</p> <p>⑤ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間に、同一労働同一賃金の課題はありませんか？</p> <p>⑥ 人手不足、高齢者雇用、外国人雇用で課題はありませんか？</p> <p>⑦ いわゆる「年収の壁」問題による人手不足等の課題が生じていませんか？</p> <p>⑧ ハラスメントのない、働きやすい就業環境が実現できていますか？</p> <p>⑨ (建設業・運送業・砂糖製造業限定) 2024年問題(労働時間上限規制)への対応はお済みですか？ 2024年問題に起因するお悩み(人手不足等)はありませんか？</p>	

専門家による無料出張相談 申込票

E-Mailの方は、okinawa@task-work.com へ下記内容をお送りください。

申込日： 年 月 日

沖縄働き方改革推進支援センター 宛  **098-859-8371**

ホームページ



会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
所在地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署 ・ 役職	/
電 話		メールアドレス	
相談希望日時 <small>(専門家を選定しますので、1~2週間後で日程設定ください。)</small>	(○月○日 午前、午後、一日中等の記載も可です。専門家と後日調整 <input checked="" type="checkbox"/> でも結構です)		
	第1希望	月 日 / 時から	<input type="checkbox"/> 専門家と後日調整
	第2希望	月 日 / 時から	
相談内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 生産性向上・業務の効率化 <input type="checkbox"/> 給与体系・就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 時間外労働、36 協定 <input type="checkbox"/> 人材不足対応(育成含む) <input type="checkbox"/> 外国人、高齢者の雇用 <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> 業務改善助成金、キャリアアップ助成金 <input type="checkbox"/> パート、アルバイト、派遣社員の「同一労働同一賃金」 <input type="checkbox"/> その他の助成金、助成金全般 <input type="checkbox"/> 育児・介護休業の整備 <input type="checkbox"/> 有給休暇 <input type="checkbox"/> その他()		
	特に相談したい内容をご記入ください。		

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE1 株式会社ゆめの樹 洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクバッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 社所在地：熊本県八代市
- 従業員数：12名



CASE2 栄研化学株式会社 医薬品・試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：東京都台東区
- 従業員数：708名、連結754名（2023年3月31日現在）



CASE3 南九施設株式会社 造園・土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：鹿児島県鹿児島市
- 従業員数：19名



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり・
商業・サービス
補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細はこちら

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
への対応





最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索



沖縄県版支援パッケージ

～ 中小企業・小規模事業者の皆様、今すぐチェック！ぜひご利用ください～

(沖縄県最低賃金は、令和6年10月9日(水)から時間額952円が適用されます。)

最低賃金引上げ・賃金引上げ支援策



業務改善助成金

業務改善助成金とは、

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

対象事業者・申請の単位

- ・中小企業、小規模事業者であること
 - ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
 - ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
 - ・申請期限は、令和6年12月27日まで。事業完了期限が、令和7年1月31日まで。
- 詳しくは、下記QRコードから内容をご覧ください。

事業場内最低賃金の
引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

業務改善助成金の申請方法等、詳しくはコールセンターまたはHPでご確認ください。

コールセンター 0120-366-440 8:30～17:15 (平日のみ)

厚生労働省 HP

業務改善助成金 検索



キャリアアップ助成金【賃金規定等改定コース】

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者等の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。「賃金規定等改定コース」は、有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が3%以上5%未満の場合、中小企業5万円(大企業3万3000円)

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が5%以上の場合、中小企業6万5000円(大企業4万3000円)

1年度1事業場あたりの支給申請上限人数は、100人

詳しくは、助成金センター 098-868-1606 8:30～17:15 (土日祝日を除く)

中小企業省力化投資補助金

IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金。補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合、補助上限額を引き上げ可能になる。

問い合わせ

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター 0570-099-660

中小企業省力化補助金専用 HP <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 (IT 導入補助金)

業務の効率化や DX の推進、セキュリティ対策のための IT ツール等の導入費用を支援します。

<詳細> (赤字は令和5年度補正予算での拡充点です)

枠/ 類型	通常枠		インボイス枠 (インボイス対応に活用可能!)		複数社連携IT導入枠		セキュリティ 対策推進 枠		
			電子取引類型	インボイス対応類型					
補助 事業者	中小企業・ 小規模事業者等		大企業 等	中小企業・ 小規模事業者等					
補助額	5万円 ～ 150万 円 未満	150万 円～ 450万 円 以下	インボイス制度に 対応した 受発注ソフト ～350万円	インボイス制度に 対応した会計・受 発注・決済ソフト 50万円 以下	50万円 超 ～ 350万 円	PC・ タブレッ ト等 ～10 万円	レジ・ 券売機 等 ～20 万円	(1)インボイス枠インボイス対応 類型の対象経費 (左記同様) (2)消費動向等分析経費 ^(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5 、3/4 (※2)	2/3 (※3)	1/2	(1)インボイス枠インボイス対応 類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2
補助 対象 経費	ソフトウェア 購入費、 クラウド利用料 (最大2年分)、 導入関連費		クラウド利用料 (最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費				サーバ・セキュ リティサービス利 用料(最大 2年分) (※4)	

- (1) 消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。
- (2) 小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率3/4。
- (3) 補助金額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4(小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。
- (4) (独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス
詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

問い合わせ

IT 導入補助金 2024 事務局

0570-666-376 9:30～17:30 (土・日・祝日及び年末年始を除く)

IT 導入補助金 HP <https://it-shien.smrj.go.jp/>



[IT 導入補助金 HP]

中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の最大 45%を税額控除。

適用期間:令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

詳細は、下記または HP でご確認ください。

中小企業税制サポートセンター

03 - 6281 - 9821 平日 9:30 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00

HP <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

中小企業税制サポートセンターにおいては、制度の概要等についてご案内します(個々の事例における税制の適用可否を判断するものではありません)。また、ご質問によっては確認が必要なため、回答までに 1 週間程度お時間を要する場合があります。



中小企業向け
賃上げ促進税制 HP

沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度

・金利優遇制度

・人材育成・人手不足対応等に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減する特例を設けることにより、沖縄の持続的な経済成長を支える人材の確保・育成並びに雇用環境の改善などを促進する制度です。

問い合わせ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785 中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604 ・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446 ・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

HP https://www.okinawakouko.go.jp/user/files/files/pamph./R6pannhu_tyuusyou.pdf

賃上げ貸付利率特例制度

・金利優遇制度

・雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して 2.5%以上増額する見込みのある方に対し、金利を優遇する制度です。

問い合わせ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785 中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604 ・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446 ・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

HP 中小企業資金:https://www.okinawakouko.go.jp/user/files/files/pamph./R6pannhu_tyuusyou.pdf

生業資金:https://www.okinawakouko.go.jp/user/files/files/pamph./R6pannhu_seigyoku.pdf

働き方改革推進支援資金（中小企業資金）

融資制度（中小企業向け）

非正規雇用の処遇改善への取組みや長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、女性従業員及び若者従業員の活用促進等を支援する制度です。

支援内容

ご融資の限度額	中小企業資金	7億2000万円
ご返済期間	設備投資	20年以内(うち据置期間2年以内)
	運転資金	7年以内(うち据置期間2年以内)

問い合わせ先

対象者の要件等については、下記「ご利用の窓口」までお問い合わせください。

沖縄振興開発金融公庫

・本店 融資第二部	中小企業融資第一班	098-941-1785
	中小企業融資第二班	098-941-1795
・中部支店	業務第一課・第二課	098-989-6604
・北部支店	業務課	0980-52-2338
・宮古支部	業務課	0980-72-2446
・八重山支店	業務課	0980-82-2701

HP: https://www.okinawakouko.go.jp/user/files/files/pamph./R6panhu_tyuusyou.pdf

沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度

金利優遇制度

ひとり親家庭の就労支援に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減することにより、沖縄の地域課題である子供の貧困問題の解消及び雇用環境の改善を促進する制度です。

支援内容

特例の対象となる

要件に応じて、貸付利率を最大0.5%まで控除

お問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫

・本店 融資第二部	中小企業融資第一班	098-941-1785
	中小企業融資第二班	098-941-1795
・中部支店	業務第一課・第二課	098-989-6604
・北部支店	業務課	0980-52-2338
・宮古支部	業務課	0980-72-2446
・八重山支店	業務課	0980-82-2701

HP: 中小企業資金: https://www.okinawakouko.go.jp/user/files/files/pamph./R6panhu_tyuusyou.pdf

生業資金: https://www.okinawakouko.go.jp/user/files/files/pamph./R6panhu_seigyoushou.pdf



沖縄県所得向上応援企業認証制度

支援の概要

従業員の給与所得向上等に積極的に取り組む企業を「沖縄県所得向上応援企業」として認証します。

認証式やシンポジウム等を通じて認証企業をPRします。

認証企業は、制度のマークを使用することができ、求人者や取引先等に認証企業であることをPRすることができます。

認証企業に対して、奨学金返還支援制度における補助率及び補助上限額の引き上げを行います。

詳細は、下記またはHPでご確認ください。

所得向上応援企業認証制度運営事務局(おきぎん経済研究所内)

098-869-8711

メールアドレス oei-12@okinawa-bank.co.jp

HP <https://www.shotokukojo.okinawa/>



沖縄働き方改革推進支援センター

社会保険労務士等の専門家が、働き方改革に関する様々な課題、職場環境の整備・社員待遇改善など事業主の相談にワンストップ、無料に対応します。

企業への訪問相談サービスも行っています。

相談対応例：賃金引き上げの環境整備、人材確保、人材育成、同一労働同一賃金等々

詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

0120-420-780 9:00～17:00 年末年始を除く。

HP <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/okinawa/>

メールアドレス okinawa@task-work.com

【沖縄労働局委託事業】(委託先:株式会社 タスクール Plus)

沖縄県よろず支援拠点

「よろず支援拠点」は、中小企業、小規模事業者等からの経営上のあらゆる相談に応えるため、国が全国47都道府県に設置している無料の経営相談所です。

詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

連絡先 098-851-8460

月～金 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00 定休日:日曜・祝祭日

メールアドレス contact@yorozeu-okinawa.go.jp

HP <https://yorozeu-okinawa.go.jp>



【よろず支援拠点】

中小企業等経営革新強化支援事業

新商品の開発や新たなサービスの提供、新分野への進出などの経営革新にチャレンジする中小企業の計画を承認し、支援する。計画の承認後は、政府系金融機関の低金利融資制度等の支援を活用することができる。

【問い合わせ先】

沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班 098-866-2343

公益財団法人沖縄県産業振興公社経営支援課 098-859-6237

沖縄県 HP: <https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/shien/1010056/1022724/1025044/1010070/index.html>

沖縄県産業振興公社 HP: <https://okinawa-ric.jp/service/post-10.html>



企業研修・リスキング実践支援事業

県内企業の「稼ぐ力」を強化するため、産業人材の育成に取り組む企業への補助に加え、専門家による人材育成計画策定の支援等を実施する。

【問い合わせ先】

沖縄県商工労働部労働政策課 098-866-2366

公益財団法人沖縄県産業振興公社事業支援課 098-859-6236

HP: <https://redeoki.com/>



中小企業総合支援事業

支援の概要

中小企業者や創業予定者などの経営上の課題や取組等に対し、窓口相談や専門家派遣等のワンストップサービスを提供する。

事業一覧：窓口相談、専門家派遣、課題解決支援、離島支援
販路開拓、情報提供

詳細は、下記または HP でご覧ください。

沖縄県産業振興公社（中小企業支援センター 098-859-6237）

HP: <https://okinawa-ric.jp/service/post-39.html>



賃金引き上げ特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

詳しくは、右記 QR コードから内容をご覧ください。

最低賃金特設サイト

検索

